

## 横浜ゴムグループ贈収賄禁止ポリシー

### 1. ポリシーの遵守

- 1.1 横浜ゴム株式会社および横浜ゴムグループの各社(国内、海外を含む、以下総称して「横浜ゴムグループ」という)は、「横浜ゴムグループ行動指針」を遵守することを宣言し、これを公表する。
- 1.2 横浜ゴムグループは、取締役及び従業員等(総称して「構成員」という。)に対して、「横浜ゴムグループ行動指針」並びに本ポリシーを周知し、教育と懲戒プログラムにより遵守する働きかけと管理・監督を行う。

### 2. 贈収賄の禁止

- 2.1 横浜ゴムグループ構成員は、公務員・外国公務員、公的機関・国有企業・政府系企業の役員及び従業員、商業贈賄の対象となる民間企業の役員及び従業員その他一切の贈賄罪の客体となりうる者(総称して「公務員等」という。)に対して、公務または業務の遂行もしくは不遂行により不正な利益を得ることを目的とし、またはそのように解される金銭その他の利益(以下「賄賂」という。)を、申し出、約束、または提供しない。ここでいう賄賂の申し出、約束、提供は、助言や代理交渉を実施する専門家並びに商社または代理店を含む一切の第三者を介して行う間接的な申し出、約束、提供も含む。
- 2.2 横浜ゴムグループ構成員は、公務員等から賄賂の要求を受けた場合、これを拒否する。
- 2.3 横浜ゴムグループ構成員は、民間企業の従業員等に対する便益の提供が贈収賄罪の処罰対象とされている国において、賄賂の提供の申し出を受けても收受(以下「収賄」という。)せず、これを拒否する。

### 3 金銭等支出時の留意点

- 3.1 次の各号に定める事由に基づく支出で、2.1 に記述した賄賂となる目的があると誤解を生じない状況下でなされる支出は、適切な財務及び会計手順に従い行わなければならない。この支出が承認権者の承認を得て行った合理的な範囲であれば、原則として禁止の対象としない。
  - 3.1.1 公務員等に関わる旅費・食費などの社交的な費用、地域の活動などへの協賛金、団体への寄付、その他一般的な社交で、適用される法令において認められているもの
  - 3.1.2 横浜ゴムグループの製品・サービスに対する理解を得るための活動で、適用される法令において認められているもの
  - 3.1.3 取引の行われる国や地域の商慣習等において、公務員等との取引に際し、代理人、コンサルタントその他専門家(総称して「代理人等」という。)の利用が不可欠であるため

#### 委任した代理人等の費用

3.2 横浜ゴムグループは、3.1.1、 3.1.2、 3.1.3 のいずれかの事由により支出が発生した場合、いつでも公的機関等の調査に応じて開示できるよう、以下の記録を作成、整備・保管する。

3.2.1 当該支出が適切な財務及び会計手順に従い承認権者の承認を得て行った支出であることを証する記録

3.2.2 3.1.3 の場合は、代理人等に委託した業務が適切であり、業務に対する報酬が妥当であることを示す根拠及び当該代理人等の名簿類

#### 4.金銭等の收受時の留意点

4.1 横浜ゴムグループ構成員は、その職務に関して、4.2 により許容される場合を除き、便益の收受を行い、または、便益の收受の要求もしくは約束をしてはならない。

4.2 横浜ゴムグループ構成員は、承認権者の承認を得た場合には、便益の收受を行うことができる。

#### 5 リスク発生時の対応

5.1 横浜ゴムグループ構成員は、公務員等から賄賂を要求され、または実際に賄賂の申し出、約束、もしくは提供をし、あるいはその恐れのある事象を認知または見聞きした場合には、速やかに横浜ゴムグループの内部通報制度を利用して通報窓口に報告する。なお、収賄を行った場合あるいはその恐れのある事象を認知または見聞きした場合についても同様とする。

5.2 横浜ゴムグループは、本ポリシーの違反者に対しては自社の就業規則等の社内規則に基づいて厳正な処分を科す。

以上

注:本ポリシーは国内外の贈収賄罪を含む各種贈収賄規制違反を禁止する趣旨である  
尚、本ポリシーは、2017年7月28日取締役会にて承認・制定された。